みどりが丘自治会規約

第1章 総 則

(名称および事務所)

第1条 本会は「みどりが丘自治会」と称し、事務所を「みどりが丘3丁目16番地2」 みどりが丘自治会館内におく。

(目的)

第2条 本会は「みどりが丘1丁目~4丁目地区内」(以下、当地区という)の住民の 共通の利益を守り、生活環境を向上させ、住民相互の親睦を図ると共に、住み よい街づくりを行うことを目的とする。

(活動)

- 第3条 本会は前条の目的を達成するため、次の活動を行う。
 - ① 生活環境の向上
 - ② 住民相互の親睦、文化および福祉の向上
 - ③ 公共機関、および隣接地区との連携ならびに協調
 - ④ 防犯、防災活動、および交通安全運動の推進
 - ⑤ 青少年の育成支援活動
 - ⑥ その他本会の目的達成に必要な活動
 - 2. 本会は、営利活動、宗教活動および政治活動は行わない。

(会員)

- 第4条 本会は当地区の居住者が加入する組織とする。
 - 2. 本会への入会は、同一住居の世帯構成員のうち代表1名を会員として、所定の 手続きを経て本会に申し出る。
 - 3. 会員が転勤や家庭の事情等で長期不在となる場合は、休会を申し出ることができる。休会の場合は「準会員」となる。「準会員」は、総会における議決権を持たないと共に班長の任を免れる。また、回覧板の回付は行わない。
 - 4. 本会からの退会は、当地区からの転居等の理由を付して本会に申し出る。
 - 5. 以下に掲げる者は、賛助会員として本会に登録することができる。
 - ①集合住宅のオーナー
 - ②当地区において事業を営む会社、事務所、団体など。
 - ③一般家庭(家庭の事情等で班長の職務を継続することが困難なものの、 当地区の共用設備の維持管理に関わる本会活動の趣旨に賛同する世 帯。)

賛助会員は、規約に定める会議の議決には参加できず、班長にもならず、回

覧板の回付も行わない。

- 6. 会費の扱いは第22条による。
- 7. 会員は、本自治会規約を遵守する責務を負う。
- 8. 小学生を世帯に持つ会員が、子ども会会員になるには、所定の用紙に必要事項を記入の上、入会申込をすることで子ども会会員になることができる。子ども会の運営は、「みどりが丘子ども会会則」に従う。

第2章 組 織

(班)

- 第5条 本会の運営のために、当地区を"1つの街区(住居表示の番地)または複数の 街区につき1つの班"とする。
 - 2. 班を構成する世帯が30世帯以上になることが想定される場合は、役員会の議決により班を分割することができる。
 - 3. 班を構成する世帯が15世帯未満の場合は、役員会の議決により隣接する班と合併することができる。

(班長)

- 第6条 本会の円滑な運営のため、班に班長をおく。
 - 2. 班長の任期は1年(定時総会から次の定時総会まで)とする。
 - 3. 班長の選出は次の方式による。
 - ① 班長は、班の中で話し合いを行った上で (原則として班ごとに定める輪番制により)選出し、その結果を役員会に報告する。
 - 輪番制により次期班長となる世帯に特別な事情がある場合は後回し にできる。特別な事情が解消された場合は、次期班長選任時は最優先 で班長に選任される事とする。
 - ② 班長は、世帯主または配偶者のいずれかに重度の病気・障害等を有する場合、または、高齢等の特別な事情がある場合で、役員会の承認を 受けた場合には免除される。
 - ③ 役員会は、次期班長の選出結果を速やかに会員に報告する。
 - ④ 年度途中に新たな班を設けた場合は、班の中で話し合いを行った上で、 班長を選出する。その任期は当該年度の定時総会までとする。
 - 4. 任期途中で班長が辞任した場合は、班の中で話し合いを行った上で後任の班長 を選出する。その任期は当該年度の定時総会までとする。
 - 5. 班長は、役員会と会員の間の連絡事項を取り次ぎ、役員会で割り当てられた業務を分担して、本会の活動を推進する。

(役員および監査役)

第7条 本会の業務を執行するため、次の役員および監査役をおく。

2. 役員

会長	1名
副会長	1名
総務部長	1名
総務副部長	1名
会計部長	1名
会計副部長	1名
防犯防災部長	1名
防犯防災副部長	1名
生活環境部長	1名
生活環境副部長	1名
行事文化部長	1名
行事文化副部長	1名
広報室長	1名
書記室長	1名
子ども会会長	1名
子ども会副会長	1名
監査室長	1名
合計	17名

- 3. 役員および監査役の任期は1年(定時総会から次の定時総会まで)とし再任 を妨げない。ただし、同じ役職について、引き続き2年を超える再任はできな い。なお、再任された役員または監査役は、班長を兼務しない。
- 4. 役員候補および監査役候補の選出は、次の方式による。
 - ① 会長は毎年3月末日までに、役員会を招集し、次期班長または立候補した正会員の中から、次期役員候補および監査役候補を選出し、選任議案を定時総会に提起する。
 - ② 次期役員候補者は、役員会が次期の活動方針案、活動計画案および収支予算案を審議する時は、就任の前であっても役員会に出席し議決に参加するものとする。
- 5. 任期途中で役員または監査役が辞任した場合、役員候補および監査役候補選出と同様の方式で後任者を選出する。後任者の任期は当該年度の定時総会までとする。
- 6. 会長は退任後、翌期1年間に限り顧問を務める。顧問は、新会長の要請に基づき業務の移行が円滑に進むよう助言と情報を提供する。

(役員および監査役の職務)

- 第8条 役員および監査役の職務は、別表1の通りとする。
 - 2. 監査役は、他の役員を兼務することができない。
 - 3. 監査役は、規約に定める会議に出席し意見を述べることができる。

(会 議)

- 第9条 本会に次の会議をおく。
 - 2. 総会、役員会および班長会。
 - 3. 地震、火災、風水害、偶発事故、その他の責めに帰すことができない事由に 基づく事象がある場合は、実施の必要はない。また、役員会会議を経て実施 準備および決定が成される各種イベント開催可否もこれに準ずる。

(総 会)

- 第10条 総会は、本会の最高議決機関であり、自治会員をもって構成する。
 - 2. 総会は、定時総会と臨時総会に区分する。定時総会は毎年1回、年度終了の翌日から60日以内に、また臨時総会は必要ある時に役員会の議決を経て会長が召集する。
 - 3. 会長は、総会開催日の14日前までに総会の日時、場所および議案を会員 に書面により通知しなければならない。
 - 4. 総会の召集が急を要する場合、前項の期間は5日を下回らない範囲で短縮することができる。
 - 5. 会員は『議決権行使書』または代理人によって議決権を行使できる。
 - 6. 会員が代理人によって議決権を行使しようとする場合、その代理人は当該 会員と世帯を同じくする者か、他の「会員の資格を有する者」でなければ ならない。
 - 7. 代理人は、代理権を証する『委任状』を会長に提出しなければならない。
 - 8. 総会は、会員の過半数の出席(『議決権行使書』および『委任状』を含む) をもって成立する。
 - 9. 総会の議長は、総会に出席した会員の中から、過半数の賛成により選出される。
 - 10. 総会の議案および議決の方法は、別表2の通りとする。
 - 11. 総会においては、あらかじめ通知した議案についてのみ議決する。

(会員による総会招集請求)

- 第11条 会員の5分の1以上が連名で会議の目的を示した上、総会の召集を請求した時は、会長はその請求があった日から30日以内に臨時総会を開催しなければならない。且つその通知は、請求があった日から14日以内に行わなければならない。
 - 2. 会長が前項の召集をしない時は、前1項の請求をした会員は臨時総会を召

集することができる。

(役員会)

- 第12条 役員をもって構成する役員会は、総会に次ぐ議決機関であり、本会の活動 を推進し執行する。
 - 2. 役員会は、原則として毎月1回開催する。
 - 3. 役員会は会長が招集し、役員の過半数(『委任状』を含む)の出席をもって 成立する。
 - 4. 役員会の議長は、会長が務める。
 - 5. 役員会の議案および議決の方法は、別表2のとおりとする。
 - 6. 役員の3分の1以上が連名で会議の目的を示した上、役員会の招集を請求 した時は、会長はその請求があった日から7日以内に役員会を召集しなければならない。

(班長会)

- 第13条 班長および役員をもって構成する班長会は班長業務を円滑に推進するため の機関である。
 - 2. 班長会は、原則として年3回開催する。
 - 3. 班長会は、会長が招集する。
 - 4. 班長会の議長は、会長が務める。

(専門部会)

- 第14条 本会の目的に沿った特定の活動を推進するため、役員会の議決を経て役員 会の中に常設もしくは時限の機関として専門部会をおくことができる。
 - 2. 専門部会の委員長および委員は、役員会の議決を経て、役員会が役員もしくは会員に委嘱する。
 - 3. 専門部会はその目的を終了したとき、または機能を果たし得ない時は、役員会の議決を経て、これを解散させることができる。
 - 4. 専門部会の委員長および委員の交代については、役員会の議決を経て、役員会が行う。
 - 5. 専門部会の名称は、役員会決議を経て決定および変更することができる。

(議事録)

- 第15条 規約に定める会議については、議事録を作成する。
 - 2. 議事録は、議事の経過の概要およびその結果を記載し、議長、書記、およ び議長が指名する会議に出席した役員2名がこれに署名捺印しなければな らない。

第3章 共用施設の使用および管理

(共用施設)

- 第16条 共用施設とは、次のものをいう。
 - ① 自治会館(集会所)
 - ② ゴミ集積所
 - ③ 防犯灯(単独柱および電柱共架)

(自治会館の使用)

第17条 自治会館の使用は、別に定める「みどりが丘自治会館管理規則」および「み どりが丘自治会館使用管理細則」による。

(ゴミ集積所の使用)

- 第18条 会員は、家庭から排出されるゴミを捨てる場合、本会が指定するゴミ集積所 を使用しなければならない。
 - 2. 生活環境担当役員は、会員が使用するゴミ集積所の配置図およびゴミ集積所 使用者名簿の更新・管理を行う。
 - 3. ゴミの出し方は市の「家庭ごみの出し方」を厳守する。また、"粗大ゴミ" を持ち込まない。
- 4. 会員は、使用するゴミ集積所の清掃に心がけ居住環境の美化に留意する。 (防犯灯の維持および管理)
- 第19条 防犯防災担当役員は、当地区内に設置された防犯灯の維持および管理を行う。
 - 2. 防犯灯の維持および管理とは以下のことをいう。
 - ① 電気料金の支払い。
 - ② 自治体に対して、電気料金の補助金を申請する。
 - ③ 設置要請に対し、防犯灯の新設を手配する。
 - ④ 点灯状況を確認し、球切れ等による電球交換をする。
 - ⑤ 経年劣化に伴う機器や柱の修繕、交換をする。
 - ⑥ 防犯灯の更新計画を作成し、実施する。
 - ⑦ その他防犯灯の維持管理に必要な事項。
 - 3. 防犯灯の維持および管理の業務は、総会の議決を経て外部に委託することができる。

(共用施設の取得、廃棄および大規模修繕)

第20条 共用施設の取得、廃棄および大規模修繕は、総会議決事項とする。

第4章 自治会費と会計

(会計年度)

第21条 本会の会計年度は、毎年4月1日より翌年3月31日までの1年間とする。 (会 費)

第22条 会費は、各々次の金額とする。

自治会員

7,200円/年(600円/月)

準会員

1,800円/年(150円/月)

賛助会員

① 集合住宅オーナー会員

2,400円×総戸数(注1)/年

② 事業者会員

12,000円/年以上

一般家庭

3,600円/年(300円/月)

- 2. 自治会員は会費を毎年前期分は5月に、後期分は11月を目途に半年分を一括して納付する。
- 3. 新規会員は、入会の翌月から3月あるいは9月(または翌年3月)までの 会費を入会時に一括して納付する。
- 4. 退会する会員は、退会の翌月から前払い分を返納して貰うことができる。
- 5. 会員が準会員となった時および会員に復帰する時の自治会費は、前3項および4項を適用する。また、休会期間中の準会費は、前納でも会員復帰時の後納でもよいものとする。
- 6. 賛助会員は会費を一括納付するか、自治会員と同様の納付とする。
- 7. 会費の徴収事務は、総会の議決を経て外部に委託することができる。
- 8. 納付期限から1ヶ月を過ぎても会費を支払わない会員については、会長名で支払い期限を設定した督促状を送付し、督促をする。それでも納付が無い場合は、役員会の議決を経て、退会処分に付することができる。
 - (注1)1人のオーナーが当地区内に所有する総ての集合住宅の入居の有無 に拘らない総戸数。
- 9. 会長は任期中の全額、その他の役員は半額、また、班長は1年間につき2か月分の会費を免除する。

(会計)

第23条 会費の収入と支出、並びに資産と負債の状況を明らかにするため、会計帳簿 を備え決算を行う。

(自治会費の使涂)

- 第24条 自治会費は本会の活動の費用に充てる。
 - 2. 自治会費は、総会で議決された予算の支出項目に基づいて、会計担当役員がこれを支出する。補助金等については、事前に申請書の提出を受け、その内

容を十分審査の上、支出する。

- 3. 自治会員の世帯構成員に弔事があった場合、弔慰金として金1万円を贈る。 ただし、死産を除く。
- 4. 次期繰越剰余金に不足が生じた場合、自治会員が等しくこれを負担する。
- 5. 自治会館事務員への業務委託費(報酬)の支払いに充てる。なお、報酬水準 は千葉県が定める最低賃金と同等、もしくは同等以上に定める。

(大規模修繕積立金の使途)

- 第25条 大規模修繕積立金は、施設の大規模な改良、取り替えおよび建替え等の費用 に充当する。
 - 2. 大規模修繕積立金は、総会の議決に基づいてのみこれを支出する。

(会計帳簿等の作成と保管)

第26条 会計担当役員は、会計帳簿に基づき収支決算報告書ならびに什器備品台帳を 作成し、保管する。

第5章 環境の美化

(環境美化)

- 第27条 会員は、本会の活動に積極的に参加するとともに、当地区の環境美化のため 次の事項を守る。
 - ① 当地区の美観を著しく損なう構築物や建物等を設置または建築しない。
 - ② 本会の許可なくして貼り紙、ビラの配布および路上や空き地での物品 販売等の行為を行わない。
 - ③ 所有する敷地内といえども焼却炉等を設置しない。また粗大ゴミ等を 収集や蓄積をしない。
 - ④ 空き地や公園、道路や歩道にゴミやタバコの吸殻等を捨てない。
 - ⑤ ペットを飼う会員は県の条例を厳守する。また、散歩時にはペットの 糞は放置せず持ち帰り、自己の責任において処分する。

第6章 雑 則

(重要書類の保管)

- 第28条 書記担当役員は、重要書類を保管すると共に、保管台帳を作成し保管する。
 - 2. 重要書類の種類と保管期間は、別表3のとおりとする。

(重要書類の閲覧)

第29条 自治会員は、役員会に申し出ることにより自治会館内において重要書類を閲覧することができる。

(規約外事項)

第30条 規約や自治会館管理規則に定めの無い事項については、役員会で決議し、 総会に報告し承認を得る。

(合意管轄裁判所)

第31条 自治会とその会員は、本規約に関する紛争が生じた場合の管轄裁判所を千 葉地方・簡易裁判所とすることに合意する。

(規約の改廃)

第32条 本規約の改廃は、総会議決事項とする。

第7章 附則

(施 行)

第33条	本規約は、	平成10年	10月1日	から実施する。
	ただし、	平成12年	4月1日	一部改正
		平成15年	2月23日	抜本改正
		平成16年	4月18日	一部改正
		平成17年	4月24日	一部改正
		平成19年	4月22日	一部改正
		平成20年	4月20日	一部改正
		平成21年	4月19日	一部改正
		平成22年	4月18日	抜本改正
		平成22年	10月17日	一部改正
		平成23年	4月17日	一部改正
		平成25年	4月21日	一部改正
		平成28年	4月17日	一部改正
		平成28年	11月20日	抜本改正
		平成30年	4月22日	一部改正
		平成30年	5月20日	一部改正
		平成31年	4月14日	一部改正
		令和2年	3月31日	一部改正